

感染症予防対策について

I 平常時における感染症の予防・拡大防止

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが2023年5月8日に「2類相当」から「5類」へ変更されました。学校保健安全法施行規則上の種別もこれまでの「第一種相当」から「第二種」へ変更になり、季節性インフルエンザと同じ分類になりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症は、季節インフルエンザと違い、発病しても咽頭痛位の軽い症状の方がみえます。そうした方が、高齢者や基礎疾患のある人に感染すると重症化リスクが高くなることです。

医療従事者になる皆さんは、感染しない・感染させないことの重要性を認識し、様々なウイルス感染症の予防・拡大防止に気をつけて下さい。そのために、**自主的にマスクを着用**して下さい。さらに**体調不良が続く場合は、新型コロナウイルス感染症の検査**を受けて下さい。

感染症対策上重要なのは、誰もがこのウイルスを保有している可能性があることを考えて、**健康状態チェックシート**（ポータルサイトに掲載）をコピーし、毎朝記載して下さい。

II 新型コロナウイルス感染症が判明した場合

ご自身が新型コロナウイルス感染症への感染が確認された際には、「**発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日経過するまで**」登校停止・就業禁止としますので、登校・出勤はしないでください。感染が確認された際には、大学の事務窓口に電話連絡をして下さい。さらに、登校日に**新型コロナウイルス感染症が判明した場合の報告書**（学生・教職員用）（ポータルサイトに掲載）に、**抗原検査陽性判定結果を添付して**提出して下さい。

- * **無症状の感染者**に対する登校停止・就業禁止の期間の取り扱いは、検体を採取した日から五日を経過するまでを基準とすること
- * 「**症状が軽快**」とは解熱剤や使用せず解熱し、かつ、呼吸症状が改善傾向にあることを指すこと
- * 「**発症した後五日を経過**」や「**症状が軽快した後一日経過**」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること

III その他の留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染者が登校・終業時の陰性証明、および自宅で療養を開始する際も医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ないこと

- (2) 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなくなり、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに登校停止・就業禁止の対象とならないこと
- (3) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、登校・出勤しないようにすること。